

電気通信事業法施行規則の一部改正について

(諮問第3186号)

<目次>

1	報告書（案）	1
2	改正概要	15
3	改正案	23

令和6年12月6日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 山下 東子 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

令和6年10月2日付け諮問第3186号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

電気通信事業法施行規則の一部改正に対する意見等及びそれに対する考え方(案)

意見募集期間:令和6年10月3日(木)~同年11月1日(金)(案件番号:145210371)

再意見募集期間:令和6年11月11日(月)~同年11月24日(日)(案件番号:145210397)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 6件(法人:3件)

再意見提出者 6件(法人:2件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
 ※意見及び再意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	個人D
2	個人B	個人E
3	個人C	個人F
4	株式会社NTTドコモ	個人G
5	ソフトバンク株式会社	株式会社NTTドコモ
6	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社

電気通信事業法施行規則の一部改正について

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <p>● トラヒック・ポンピングは取り組むべき重要な政策課題であり、今回の省令改正案に賛同。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 当社は、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるトラヒック・ポンピングは、接続義務を楯にした不適切な行為であり、継続して取り組むべき重要な政策課題であると考えております。</p> <p>○ 今般の省令改正は、接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結する場合等、接続協定の技術的・経済的事項に重大な違反を行っており、改善を行わない場合に接続の請求を拒むことを可能とするものであり、トラヒック・ポンピングの撲滅に繋がるものとして賛同いたします。</p> <p>(株式会社NTTドコモ)</p>		<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2</p> <p>● 電気通信事業部会(第147回)での委員の発言を踏まえ、トラヒック・ポンピングの実態説明や解決のため、ガイドライン等での更なる措置を要望。</p>	<p>再意見2</p> <p>● 賛同意見(1者)。</p>	<p>考え方2</p>	

<p>○ 本省令改正(案)が諮問された情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会(第147回)において、委員から「今回追加となる規定の適用に事業者が迷うことのないようにガイドライン等で補足していただきたい」というご発言(以下「本発言」)があったところです。</p> <p>○ 当社は、発着信通話時間比率や平均保留時間が他の着信側事業者と比較して著しく乖離している着信側事業者は、着信インセンティブ契約や当該契約に類する契約によるトラヒック・ポンピングを行っていると思われる状況にあると考えます。</p> <p>○ 本発言を踏まえれば、事業者間協議によるトラヒック・ポンピングの実態解明等、当事者間での解決を促進するため、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月公表)や「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(令和4年12月公表)等における更なる措置について今後検討することを要望いたします。</p> <p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<p>○ 「当事者間での解決を促進するため、『事業者間協議の円滑化に関するガイドライン』(平成24年7月公表)や『電気通信事業分野における競争の促進に関する指針』(令和4年12月公表)等における更なる措置について今後検討することを要望いたします」とする株式会社NTTドコモ殿のご意見につき、当事者間での解決の促進に寄与すると考えることから、賛同いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 総務省においては、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況等について引き続き注視するとともに、今後、必要に応じてガイドラインの見直し等の対応について検討することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令改正案に賛同。 ● 本省令改正及び「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業 	<p>再意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(1者)。 ● トラヒック・ポンピングの解決に向け接続約款における「接続申込みの承 	<p>考え方3</p>	

<p>務改善命令の適用に関するガイドライン」を踏まえ引き続き事業者間協議において、トラヒック・ポンピングの抑止に向けた対応を進める意向。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令改正を踏まえ、接続協定又は接続約款における技術的/経済的事項に関する追加規定を検討。 ● 総務省において、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことを要望。 	<p>諾」や「接続の停止」等への追加規定を検討。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由に追加規制を設ける今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(以下、「本省令改正」)はトラヒック・ポンピングの抑止効果があると考え、賛同します。 ○ 本省令改正及び先般策定された「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」を踏まえ、引き続き事業者間協議において、トラヒック・ポンピングの抑止に向けた対応を進めてまいります。加えて、本省令改正を踏まえ、2社間協議の円滑化のための接続協定又は接続約款における技術的/経済的事項に関する追加規定を考えています。今後、事業者間協議において電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由に該当する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、総務省によるトラヒック・ポンピングの定期的な注視をできるだけ早期に実施することを要望する、という旨のソフトバンク株式会社殿のご意見に賛同いたします。 ○ なお、当社においても本省令改正を踏まえ、事業者間協議による円滑なトラヒック・ポンピングの解決に向け、接続約款における「接続申込みの承諾」や「接続の停止」等に追加の規定を行うことを検討しております。 (株式会社 NTT ドコモ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適切と考えます。その具体的な手法については、総務省において今後検討を深めていくことが適切と考えます。 	<p>無</p>

<p>事案が生じた際等は、総務省殿に適宜相談させていただきたく考えます。</p> <p>○ また、先般の総務省殿報道資料(※)で示された、提出された意見に対する考え方において「総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において今後検討を深めていくことが適当と考えます」と示されていることから、できるだけ早期に定期的な注視を実施いただくことを要望します。</p> <p>(※)本年9月12日 報道資料 「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書及び「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」の公表」 (ソフトバンク株式会社)</p>			
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令改正案に賛同。 ● 通信事業者同士の協議が早期に解するよう、総務省において、個別具体的な相談に対して、接続拒否できる正当な理由に該当するかの検討を要望。 ● トラヒック・ポンピングを未然に防ぐため、総務省から関係事業者に対する調査、個別ヒア 	<p>再意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(2者)。 	<p>考え方4</p>	

リング、結果公表等の取組みの継続を希望。			
<p>○ 料金設定権を有する事業者の同意を得ずに他社料金設定インセンティブ契約を締結していた場合、接続協定の技術的・経済的事項にかかる重大な違反を行っており、改善を行わない場合に限定して、接続請求を拒むことができる「正当な理由」として省令に追加する、左記の省令改正に賛同します。公共の利益を著しく阻害するおそれがあるトラヒック・ポンピング行為は、断じて許されるものではないと考えます。</p> <p>○ 料金設定権を有する事業者は、着信側事業者が接続協定における料金設定の方法に違反する着信インセンティブ契約を締結しているのではないかと疑義を持った際、他者料金設定インセンティブ契約の有無及びその内容を明らかにすることを求め、求められた事業者はこれに応じる必要があると考えます。しかしながら、通信事業者同士の協議では十分な情報が開示されるとは限らず、情報が開示された場合においても開示までに時間を要することが想定されます。こうした協議の膠着状態が継続しないよう、総務省においては、事業者からの個別具体的な案件の相談に対して接続拒否できる正当な理由に該当するか検討する</p>	<p>○ 当社は、着信インセンティブ契約に係る事業者間協議の膠着状況を避けるために、総務省においては、事業者からの個別具体的な案件の相談に対して接続拒否できる正当な理由に該当するか検討する等、早期解決に向け協力いただくことを希望する、という旨の KDDI 株式会社殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>○ さらに、トラヒック・ポンピングを未然に防ぐ策が重要であることから、料金設定権を有する事業者からの報告や要望に基づき、総務省から関係事業者に対する調査、一部事業者への個別ヒアリング、そして結果公表などの取組みについて継続することを希望する、という旨のご意見についても賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">(株式会社 NTT ドコモ)</p> <p>○ 「こうした協議の膠着状態が継続しないよう、総務省においては、事業者からの個別具体的な案件の相談に対</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省においては、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況等について引き続き注視することが適切と考えます。</p> <p>○ また、トラヒック・ポンピングの状況についても定期的に注視していくことが適切と考えますが、その具体的な手法については、今後検討を深めていくことが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>等、早期解決に向け協力いただくことを希望します。</p> <p>○ また、仮に接続請求を拒む理由に該当する要件が揃い、接続拒否を実行する場合であっても、お客さまに対し事前説明等の対応にも相応の期間を要するため、ただちに接続拒否が行えず、その間も他社料金設定インセンティブ契約に関連して大量のトラヒック発生が継続し不当に多額の接続料の支払いを要することも考えられます。そのため、トラヒック・ポンピングを未然に防ぐ策が重要であることから、料金設定権を有する事業者からの報告や要望に基づき、総務省から関係事業者に対する調査、一部事業者への個別ヒアリング、そして結果公表などの取組みについて継続することを希望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>して接続拒否できる正当な理由に該当するか検討する等、早期解決に向け協力いただくことを希望します」及び「トラヒック・ポンピングを未然に防ぐ策が重要であることから、料金設定権を有する事業者からの報告や要望に基づき、総務省から関係事業者に対する調査、一部事業者への個別ヒアリング、そして結果公表などの取組みについて継続することを希望します」とする KDDI 株式会社殿のご意見につき、トラヒック・ポンピングの抑止に寄与すると考えることから、賛同いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
---	--	--	--

その他の事項

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トラヒック・ポンピングに関して行政が介入すべきではない。 	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 携帯電話事業者は「かけ放題サービス」を提供しているのであれば、ある程度リスクを負わなければならない。仮に意図的に接続料収入を得ようとする「トラヒック・ポンピング」が存在したとしても、事業者のオプションサービスの制度設計の改正や民事責任を追及すれば済む。行政が介入すべきではない。</p> <p>(個人 A)</p>		<p>○ かけ放題サービスは、利用者利便の向上に大きく資するサービスであり、当該サービスを利用して意図的に接続料収入を得ようとするトラヒック・ポンピングについては、速やかな解決を要する問題であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 省令の公布日より前に行われた接続請求に対して、施行後に本省令改正案に基づき拒否することができるのかについて知りたい。 ● 本省令改正案に関する事項についてNTT東日本・西日本の接続約款には記載されていないが、接続約款が変更されるまでNTT東日本・西日本は本省令改正案に定める理由により接続の拒否をすることは禁止されているのか知りたい。 	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>	

<p>○ 「この省令は公布の日から施行する」とのことですが、具体的には、公布の日より前に行われた接続の請求についてどのように適用されるのか、確認させていただきたく存じます。公布の日より前に行われた接続の請求について、公布の日以降に拒む場合、新たに加わる第三号により拒否することは正当な理由とみなされるのでしょうか。</p> <p>○ また、NTT 東西殿や携帯電話事業者殿の接続約款には、他事業者の接続申込みに対する不承諾の理由が定められておりますが、今回省令に新たに加わる第三号に対応する不承諾の理由は、現在の接続約款には記載されておりません。従い、NTT 東西殿らが接続約款の変更をするまでの間、NTT 東西殿らは今回新たに加わる第三号により接続の拒否をすることは禁止されているということによいのか、確認させていただきたく存じます。</p> <p>(個人 B)</p>		<p>○ 本施行規則の施行後における本施行規則の適用関係は、改正後の施行規則に従うこととなります。</p> <p>○ 御意見の後段については、現在の接続約款や接続協定の関連する規定に基づき判断されるべきものであり、今回追加された規定に該当する場合に接続の拒否を行うことが必ずしも禁止されるものではないと考えます。各指定設備設置事業者においては、今回の施行規則の改正を踏まえ、必要に応じて、接続約款の変更を行うほか、接続協定の変更に係る事業者間協議を丁寧に行う等、適切な措置を講じることが望ましいと考えます。</p>	無
<p>意見7</p> <p>● 楽天モバイルへのプラチナバンドの割り当てを希望。</p>	<p>再意見7</p> <p>● 賛同意見(3者)。</p>	<p>考え方7</p>	

<p>○ 公正な競争とあるが、楽天モバイルに割り振られているプラチナバンドが他社に対して狭い時点で公正な競争とはほど遠い状況にある。</p> <p>○ 電波の割り当てなど根本的なことはおこなわず、こういう小さなあってもなくても変わらないようなことを行う総務省のやり方に悪意を感じる。</p> <p>○ プラチナバンドを聖域としてしまっているのは天下りの影響だろうが、どうか仕事にプライドを持ってほしい。</p> <p style="text-align: right;">(個人C)</p>	<p>○ 個人Cの意見に賛同します。</p> <p>○ 本件の改正は一旦延期して、早急にプラチナバンドの再割り当てを行い、公正な競争を実現していただきたい。</p> <p>○ 天下りが原因でここまで行政が腐敗してしまっているのが国民として恥ずかしい。</p> <p style="text-align: right;">(個人D)</p> <p>○ 個人Cの天下りによる行政の腐敗云々の件だが、国家公務員の年収 500 万以上の再就職を禁止すればよいと思う。</p> <p>○ 民間の会社員が再就職する場合、ほとんどは非正規労働や警備、土木業など低賃金かつ重労働の仕事しか選べない。官僚だけが天下りで好き放題している。プラチナバンドを割り振られないなどさまざまな弊害がでてきている。</p> <p>○ 官僚は日本の寄生虫と言いたいが、寄生虫は宿主を決して殺しません。日本を潰す官僚は寄生虫以下です。あなたたち官僚は日本の行政を腐敗させ、経済を停滞させています。正気を取り戻してください。</p>	<p>○ 個別事業者への周波数割当てに関する御意見は、本意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>
---	---	---	----------

	<p style="text-align: right;">(個人 F)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電波の再割り当てを放棄する行為は、行政機関の裁量を超えているとおもう。 ○ 個人 c のプラチナバンドの再割り当てについての意見だが、プラチナバンド再割り当てがいまだに行われず、結果的にプラチナバンドを既存企業が独占することになり、優遇していることになる。周波数の割り当ては総務省の仕事であり、割り当てないのであれば職務放棄といっても過言ではない。既存の携帯会社は莫大な利益をあげており、プラチナバンドへの投資費用は既に回収できているはずだ。それとも一度割り当てた周波数は永遠に事業者のものなのか？電波は国民の所有物のはずだ。楽天モバイルのユーザーにも快適にデータ通信をする権利がある。あなたたち総務省の人間は、天下りできればそれでよいのかもしれないが。 ○ プラチナバンドの再割り当てを行わない根拠を示していただきたい。 <p style="text-align: right;">(個人 G)</p>		
--	---	--	--

意見8	再意見8 ● かけ放題サービスへの規制を要望。	考え方8	
	<p>○ 現在携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」は、ナビダイヤル等を除けば対象となる発信先に制限がなく、かつどの時間帯でも通話時間無制限で利用できることが特徴となっているが、トラヒック・ポンピングに悪用される事例が目立つ以上、サービスの提供自体を規制することも見据えていかなければならないのではないか。</p> <p>○ 通常の利用者であれば、頻繁に電話をする相手はある程度限られており、そのようなニーズは家族間通話無料サービス(近年では事実婚や同性パートナーも対象になっている)や指定通話定額(契約者が指定した1つから3つ程度の電話番号に対する通話料金を固定するもの。3G 携帯時代に携帯電話事業者から「ガンガントーク」や「LOVE 定額」といったサービス名称で提供されていたもので、家族以外の友人や恋人との通話での利用を念頭に置いたサービス)で十分カバーできるはずである。</p>	<p>○ 御意見については、考え方3のとおりです。</p>	<p>無</p>

	<p>○ あるいは、「テレホーダイ」のように、トラフィックが少ない時間帯に限って、定額での通話を許可するというのも、トラフィック・ポンピングによる悪影響を抑制するのに非常に有効であると考えられる。</p> <p>○ 現状の「かけ放題サービス」は、現にモラルリスクを誘発している以上、少なくともサービス内容に何らかの手直しは必要であると考えられる。</p> <p>(個人 E)</p>		
--	---	--	--

以上

電気通信事業法施行規則の一部改正について

(「電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由」の追加)

概要

令和6年10月2日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」(座長:相田 仁 東京大学特命教授。以下「研究会」という。)において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処に関しては、令和5年9月に第七次報告書を取りまとめて以降、トラヒック・ポンピングに関する調査結果を踏まえ、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い等について検討を実施。検討の結果、次の事項について、トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性が示された。
 - 接続協定における料金設定の方法に違反して、着信側事業者が着信インセンティブ契約を締結した結果、発信側事業者の料金設定業務の支障や一部サービスの停止など公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合は業務改善命令の対象となる可能性があるとするのが適当。
 - 技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにするのが適当。
 - 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドラインの策定や所要の行政上の対応を行っていくのが適当。
- 今般、研究会においてとりまとめられた第八次報告書(令和6年9月12日(木)公表)を踏まえ、接続制度の一層の改善を図るとともに、接続制度に係る状況変化等を踏まえた所要の規定の整備を行うため、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「省令」という。)の改正案を作成した。

改正事項

「電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由」の追加	2
【電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「省令」という。)の一部改正】	
参考資料	4

改正案の内容

「電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由」の追加

- 電気通信事業法第32条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、「これに応じなければならない。」(接続応諾義務)ことが規定されており、同条各号及び省令に規定する「正当な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができる。
- 今般、接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、当該事業者の利用者との間で他社料金設定呼の利用量に応じて、金員等のインセンティブを支払う旨の契約(以下「他社料設呼インセンティブ契約」という。)を締結する場合等、接続協定の技術的・経済的事項に重大な違反を行っており、改善を行わない場合に限定して、省令に規定する「正当な理由」に追加することとする。

省令改正案 【施行規則】

●電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)

(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。
- 三 **電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと(第一号に掲げる理由を除く。)**

※参考

●電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

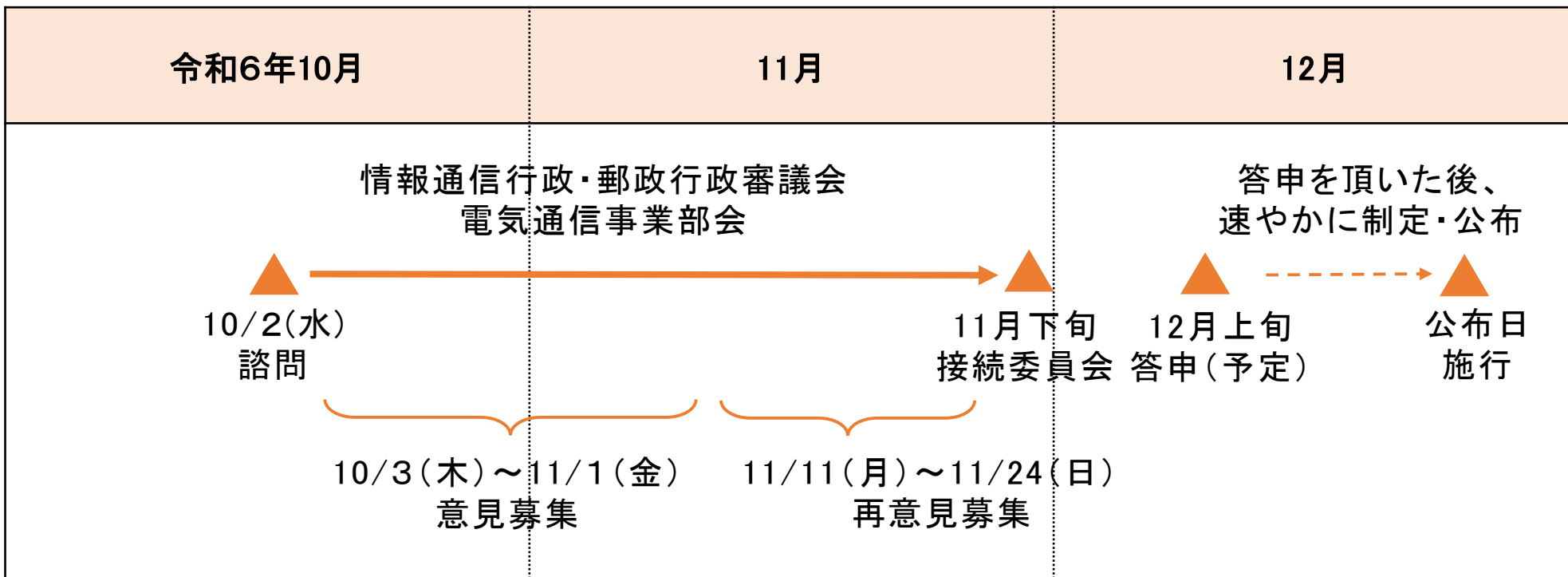
(電気通信回線設備との接続)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

規定の趣旨

- ・他社料設呼インセンティブ契約については、個々の事案について、客観的な事実に基づき、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを請求を受けた側が合理的に説明できる場合については、経営に著しい支障を与え、「電気通信事業者の利益を不当に害するおそれ」があるとして、現行の電気通信事業法第32条第2号に該当し、接続拒否を行うことが可能である。
- ・一方、他社料設呼インセンティブ契約の締結が明らかにされない場合や、明らかであっても相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない場合(損失の規模が経営に著しい支障を与えるとまでは言えない場合)には、ただちに接続拒否を行うことはできず、救済範囲に一定の限界があるという(業務改善命令や裁定による事後的な救済は可能)という課題が存在する。
- ・このため、接続応諾義務を規定した趣旨や、国際協定において、技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整合性等を勘案した上で、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合に限定し、接続拒否を行う正当な理由に追加するものである。



(参考)接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

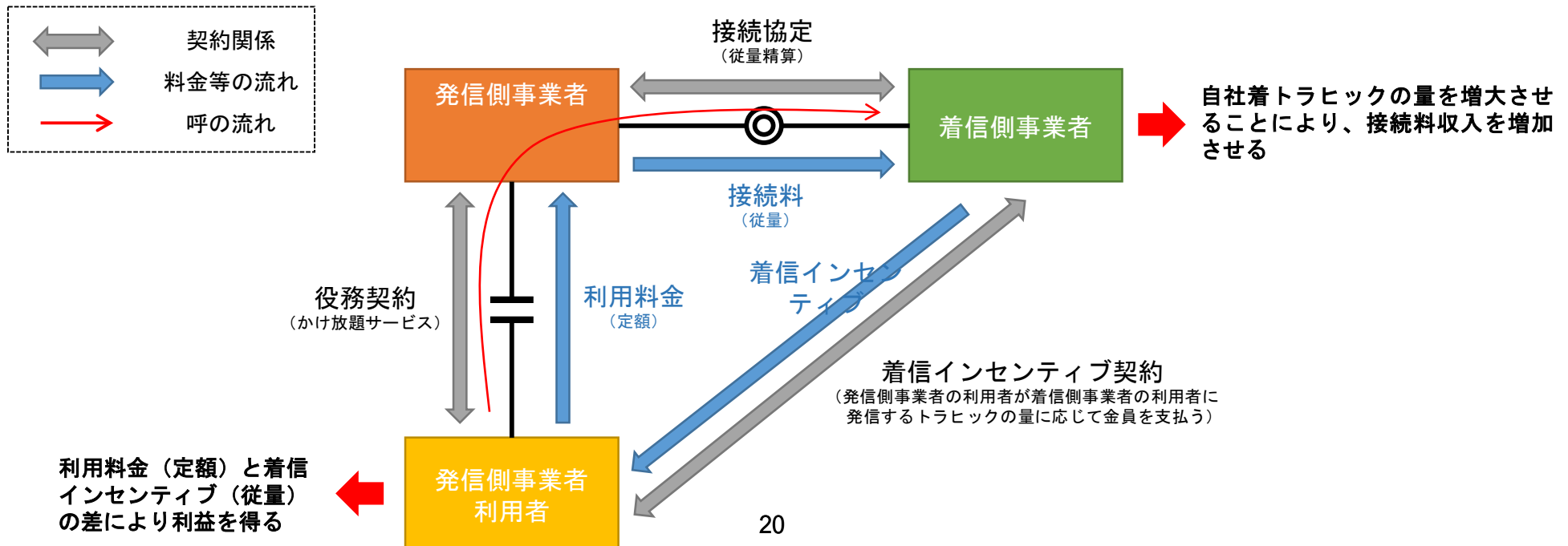
■「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

- ・ 第83回会合(令和6年4月16日(火)) トラヒック・ポンピングに係る調査の結果について(非公開)
- ・ 第85回会合(令和6年5月20日(月)) トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性(案)について
- ・ 第86回会合(令和6年6月 7日(金)) トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性(案)について
- ・ 第88回会合(令和6年9月 5日(木)) 第八次報告書(案)に対する意見及びその考え方について
令和6年9月12日(木) 第八次報告書、着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン 公表

参 考

- 音声接続における接続料取引において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して「トラヒック・ポンピング」が生じているという主張がある。
- トラヒック・ポンピングとは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。
 - ・ 音声における接続協定で、発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
 - ・ 接続協定の一方の事業者（以下「着信側事業者」）が、協定の相手方事業者（以下「発信側事業者」）の利用者（通常、発信側事業者の「かけ放題サービス」を利用）との間で「着信インセンティブ契約」（当該利用者が（発信側事業者を經由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約）を締結することにより、
 - ・ 当該トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させること。
 - ・ なお、当該接続料収入がネットワークコストと乖離することから、その一部を着信インセンティブ契約において着信側事業者が支払う金員の原資とすることができる。

<典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの>



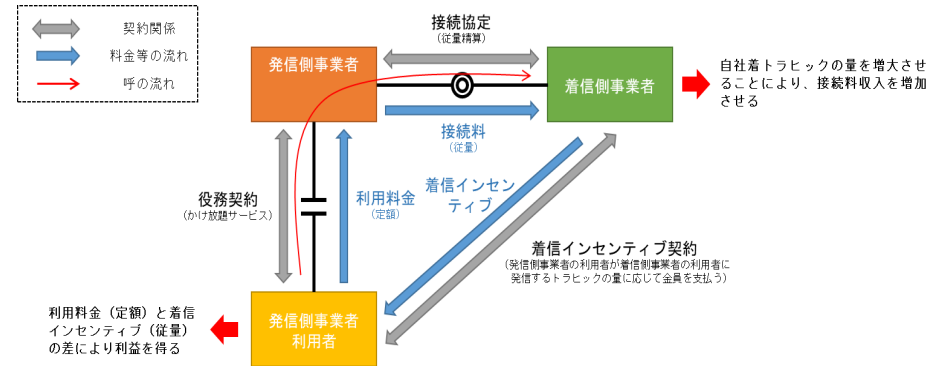
- 電気通信事業法第32条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、「これに応じなければならない。」(接続応諾義務)ことが規定されており、同条各号及び省令に規定する「正当な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができる。
- 接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、当該事業者の利用者との間で他者料金設定トラヒックの量に応じて、金員等のインセンティブを支払う旨の契約(以下「他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約」という。)を締結する場合については、個々の事案について、客観的な事実であること、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを請求を受けた側が合理的に説明できる場合については、経営に著しい支障を与え、「電気通信事業者の利益を不当に害するおそれ」があるとして、現行の電気通信事業法第32条第2号に該当し、接続拒否を行うことが可能である。
- 一方、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の締結が明らかにされない場合や、明らかであっても相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない場合(損失の規模が経営に著しい支障を与えると言えない場合)には、ただちに接続拒否を行うことはできず、救済範囲に一定の限界がある(業務改善命令や裁定による事後的な救済は可能)という課題が存在する。
- このため、接続応諾義務を規定した趣旨や、国際協定において、技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整合性等を勘案した上で、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合に限定し、正当な理由に追加してはどうか。

- 本研究会では、電気通信事業における競争基盤である「接続」に関する諸論点や指定電気通信設備(※)を用いた「卸役務」に関するルール¹の在り方等を検討。(※)NTT東日本・西日本、MNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)等のネットワーク。
- 令和5年9月に第七次報告書を取りまとめて以降、次の①～⑨の事項について、令和6年6月までフォローアップ・検討を実施。これらの結果等について、第八次報告書として取りまとめ。

①「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

- ・ トラヒック・ポンピングに関する調査結果を踏まえ、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い等について検討。
- ⇒ 接続協定における料金設定の方法に違反して、着信側事業者が着信インセンティブ契約を締結した結果、発信側事業者の料金設定業務の支障や一部サービスの停止など公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合は業務改善命令の対象となる可能性があるとすることが適当。
- ・ 技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であつて、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにすることが適当。
- ・ 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドラインの策定や所要の行政上の対応を行っていくことが適当。

(参考)典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの



②モバイル接続料のさらなる適正化の推進

- ・ モバイル接続料費用配賦WGにおいて、音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦見直し、見直しの適用時期、激変緩和措置等について検討。
- ・ 令和5年度届出接続料の検証を踏まえ、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要の適正性の確保について検討。
- ⇒ 特に、5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱いについて、次の事項を整理。
 - ・ データ接続料について、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定する場合と、4G・5G(NSA方式)のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、試算を求めることが適当。試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合には、一体算定を共通的な考え方とする方向で検討することが適当。その際、費用配賦見直しの激変緩和措置を踏まえ、少なくとも令和8年度接続料から、一体算定とする方向で検討することが適当。
 - ・ 音声接続料については、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G(SA方式)に係る資産及び費用について音声伝送役務／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、できる限り早期に共通的な考え方を策定し、適用することが適当。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十二条第三号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	<p>(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)</p> <p>第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと(第一号に掲げる理由を除く。)</p>	改正前	<p>(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)</p> <p>第二十三条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「新設」</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。